

社会福祉法人 横浜共生会 パートタイム職員給与要項

(趣 旨)

- 第1条 この要項は、パートタイム職員就業規則（以下「パート就業規則」という。）第2.1条に基づき、パートタイム職員等臨時職員の給与に関し必要な事項を定めたものである。
- 2 前項に規定する職員のうち、嘱託医、療法士、カウンセラー等特殊業務に従事するもの及び横浜市障害者福祉的就労促進事業等により雇用されるものについては理事長が別に定めるところによる。
- 3 この要項に定めのないことについては、パート就業規則の定めるところによる。

(給与の種類)

- 第2条 職員の給与は、別表第1及び第2に定める時間給等による本俸及び手当とする。
- 2 手当の種類は、通勤手当、運転手当、処遇改善加算手当、処遇改善臨時特例交付金手当及び特別手当とする。

(給与の定義)

- 第3条 給与とは勤務に対する報酬として職員に支払われるものをいう。

(給与の支給方法)

- 第4条 給与の計算期間は、月の初日から末日までとし、その支給日は、翌月の10日とする。ただし支給日が休日又は土曜日にあたるときはその前日に支給する。
- 2 給与は職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払うものとする。ただし、職員が希望したときは通貨によって直接本人に支払う。
- 3 口座振込みを希望する職員は、所定の手続きにより、給与の振込みを受ける預貯金の口座を所属長に届け出なければならない。

(通勤手当)

- 第5条 通勤手当は、通勤距離（経路実測）が1km以上の者を対象に、その月額は次の区分により支給する。
- (1) 交通機関を利用して通勤する職員には利用区分について1か月の通勤定期券の額、定期券を発行していない場合又は月の出勤日数により通勤定期券の額を下回る場合は往復運賃額にその月の出勤日数分を乗じた額とする。ただし、交通機関の利用が月あたり3分の2を下回る場合は第1項第2号を適用することとし、また職員居宅より1km以内で交通機関の乗換の生じる分は通勤手当の対象としない。
- (2) 自動車等を利用して通勤する職員は、最も経済的かつ合理的と認められる道路を利用するものとして、別表第4の額とする。
- 2 新たに職員となった者が、前項各号の要件を具備するに至ったとき、あるいは職員が通勤経路もしくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃の額に変更があったときは、直ちに第3号様式により通勤届を提出しなければならない。
- 3 通勤手当の支給は、新たに支給要件を具備するに至った場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を受けている職員に更に前項に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改

定し、通勤手当を受けている職員が、前条の支給要件を欠くに至ったときは、その事実が生じた日の属する月（その日が月の初日であるときはその前月）をもって終わる。

（運転手当）

第6条 運転手当は介護保険デイサービス利用者の送迎の運転を行ったとき、一往復に対し250円を支給する。ただし、送迎車の運転業務に携わる職員には支給しない。

（処遇改善加算手当）

第7条 障害者総合支援法及び介護保険法に基づく処遇改善加算等を算定する場合は、対象となる職員に処遇改善加算手当を支給する。

2 手当の額の計算及び支給方法等については別に定める。

（ベースアップ等加算手当）

第18条 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金並びに介護職員処遇改善支援補助金並びに福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算等（以下、「ベースアップ等加算手当」という）を、見込額の範囲内に応じて、対象となる職員に法人が個別に定めた額を支給する。

2 ベースアップ等加算手当等の一部を、一時金として支給する場合がある。

3 支給額については、交付額並びに支援加算額の変動が予想されることから、適時見直しを行うことができる。

（特別手当）

第9条 障害施設職員及び高齢施設で在籍2ヶ月以上の職員には、職員の勤務成績を勘案し、予算の範囲内で特別手当を支給することができる。

2 特別手当の支給は6月1日及び12月1日に在籍する職員に対して、基準日別に7月10日及び12月10日に支給する。

3 特別手当の額については、別表第3に定められたところによる。

（賞与）

第10条 パート就業規則第26条のとおり、在籍3ヶ月以上勤務した職員に対して、その勤務成績、職務内容及び勤務期間等を考慮して賞与を支給することがある。ただし、支給額等は特別手当に準じ、その期の業績等によりその都度定める。

2 高齢者施設については、パートタイマー人事考課表の取扱いを適用する。

（昇給）

第11条 1年以上勤務し、成績が優秀な者は、その勤務成績、職務遂行能力等を考慮し、昇給を行うことがある。

（業務上・外の傷病給付）

第12条 職員が業務上又は業務外の傷病により休業した場合で、労働基準法及び労働災害補償保険法あるいは健康保険の定めによって、保険給付を受けるときは、その手続きをとる。

(給与の端数計算)

第13条 本俸及び手当の額に1円未満の端数を生じた場合は本俸及び手当ごとにその端数を四捨五入する。

(委任規定)

第14条 この規程の施行に関し、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

非常勤職員特別手当で支給要項(平成7年11月30日施行)を廃し本要項に統合する。

この要項は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 一部変更 この要項は平成16年7月1日から施行する。
- 3 一部変更 この要項は平成19年7月1日から施行する。
- 4 一部変更 この要項は平成23年10月1日から施行する。
- 5 一部変更 この要項は平成28年4月1日から施行する。
- 6 一部変更 この要項は令和4年2月1日から施行する。
- 7 一部変更 この要項は令和4年10月1日から施行する。